



情報館② 障害者週間

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607
e:shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp



障がいのある人もない人も 互いに支え合う共生社会を目指しましょう

12月3日から9日までは「障害者週間」です。障がいや障がいのある人の福祉への关心と理解を深め、障がいの有無に関わらず、互いに支え合うことのできる、共生社会の実現を目指しましょう。

知っていますか？ 障がい者支援マーク

障がいのある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えたりするため、さまざまなマークがあります。

| | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|
| | 障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある人が利用できる建物・施設であることを表す世界共通のシンボルマーク | | 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマーク | | ヒアリングループマーク 補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマーク |
| | 視覚障がい者のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられている世界共通のシンボルマーク | | 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 聴覚障がいの方が運転する車に表示するマーク | | 身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由である方が運転する車に表示するマーク |
| | オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している方(オストメイト)のためのトイレなどの設備があることを表すマーク | | ヘルプマーク 外見では分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるマーク | | |
| | ハート・プラスマーク 身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓など)に障がいのある方を表すマーク | | | | |

障がい者への虐待に気付いたら通報を

虐待は障がい者の尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げます。虐待であると気付かれないとそのまま起きている恐れがありますので、気付いた場合は次の相談窓口へ通報をお願いします。



虐待の例

身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること

放棄・放任

著しい減食や長時間の放置など、必要な養護を怠ること

心理的虐待

暴言や拒絶的な態度で精神的な苦痛を与えること

経済的虐待

財産を不当に処分すること、障がい者から不当に財産上の利益を得ること

通報、届出、相談窓口

障がい福祉課

☎382-7626 ☎382-7607(平日8時30分～17時15分)

障害者総合相談支援センターあい

☎381-1035 ☎381-1036(平日8時30分～17時15分)

※土・日曜日、祝日、夜間は、市役所代表(☎382-1100)へ通報してください。

地域共生社会の実現のために

障がいのある人は、障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活にさまざまな制限を受けながら生活をしています。

差別のない共生社会の実現には、一人一人の心遣いが欠かせません。障がいへの理解を深め、身近なことからできることを行っていきましょう。